#### 第2次食の安全安心・食育推進計画に基づく、関係課・団体の役割およびアクションプラン(取り組み)について(案)

第3章 食の安全・安心の確保 施策 生産・流通・消費の各段階における食品の安全性確保

資料 3

	施策の方向性			それぞれの関係者・団体の役割			 
	ルビタベマノブ   円   工	市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政	ノフノコンフラン (条件は34以間)
ナ <sub>(</sub> 1)	1)安全な農林水産物の生産・供給	・生産者との交流機会を通じ、安全 な農林水産物への理解を深める	・食の安全性確保のため、努めていることをPRする ・関係する講習会や研修会等への 積極的な参加と知識の自己研鑽に 努める		・地域での生産活動に参加し、生産 者と交流し、食の安全安心への理解 を深める		農産物の生産指導の中で、農薬、肥料、動物用医薬品等の適正な使用を指導し、 生産履歴の記帳を推奨することにより、安全安心で良質な農林水産物の生産振興と消 費拡大に努めます。 農薬や肥料、動物用医薬品等の適正使用と使用基準遵守に努めるとともに生産履 歴を記帳し、関係する講習会や研修会等の機会を充実します。 生産者との交流機会などを充実し、安全安心な農林水産物についての理解をすす めます。
)生 そ産 È段	2)農薬·肥料·動物用医薬品等の 適正使用の推進	・農薬等の必要性などについて理解 を深める	・農薬等の使用規準を遵守し、安全 で安心できる農林水産物の生産、供 給に努める	・農薬等の必要性などについて理解 を深める	・農薬等の必要性などについて理解 を深める	・農薬・肥料・動物用医薬品等の適 正使用について、生産指導を行う	
階 に a l お	3)生産履歴記帳の推進		・農林水産物の生産履歴の記帳に 努める			・農林水産物のトレーサビリティシステム導入に向けた生産履歴の記帳 推進に努める	
/	4)食品営業施設等に対する監視・ 指導の徹底			・食品添加物の使用基準を厳守し安全な製品の製造に努める		・食品関連事業者が法令等に基づく 適正な取り扱いを実施するよう監視・ 指導の強化を図る ・食品関連事業者の衛生管理状況 や生産工場の把握に努める	熊本市食品衛生監視指導計画に基づき食品営業施設等に対する監視・指導の充実を図ります。 食中毒を未然に防ぐことを目的とした各種講演会や衛生教育を実施します。 食品関連事業者が行う自主衛生管理事業に対し、助言・指導を行い支援します。 衛生意識向上のため、衛生功労者及び優良衛生施設の表彰を行います。
ЈН	5)食中毒予防のための衛生教育 の実施と最新情報の提供			・従業員の健康管理に努める ・衛給食食材納入業者の衛生管理 状況や生産工場の把握に努める	・給食調理職員を対象とした衛生管 理研修会を開催する	・栄養管理・調理師研修会を開催する る・給食食材納入業者の衛生管理状況や生産工場の把握に努める	栄養管理・調理師研修会(栄養士・調理師を対象とした衛生教育)を開催します。 給食施設における安全対策の指導・啓発に努めます。 学校給食調理職員を対象とした衛生管理研修会を開催します。 学校給食食材の安全確保のため、給食物資選定委員会や給食青果物査定会を開
工、流通	6)高度な衞生管理システムの普及 と導入の支援		·農林水産物の生産履歴の記帳に 努める	・より安全で衛生的な管理手法の導入に努める ・トレーサビリティシステムの導入に 努める		理システム等の普及と導入支援を行う	催します。   関児や職員を対象とした日常の健康管理について啓発するとともに保育所給食に  従事する調理師等に対する食品衛生研修会を開催します。  全ての牛・豚・馬を対象とした1頭毎のと畜検査を実施するとともに、衛生確保対策として必要な拭き取り検査と監視・指導を実施します。
・販売の各段階	7) 食品関連事業者が行う自主的衛 生管理に対する評価			・食の安全性の確保について、自らがその第一義的責任を有していることの認識や自覚を有すること・自主的な衛生管理に努め、その実施状況を記録に残すよう努める・施設の改善に努め施設の衛生向上に努める		・食の安全安心の確保に努める模範的な食品関連事業者を表彰等により評価する ・食品関連事業者の自主的衛生管理システムの導入支援を行う	いわゆる健康食品による被害防止のため、医薬品販売業の立入検査を充実します。 遺伝子組み換え食品やアレルギー物質の食品衛生法に基づく表示について監視 指導を行うとともに、JAS法に基づく食品表示についても連携して指導を行います。 衛生教育や講演会等を充実し、加えて安全で安心できる食品を消費者に提供できる体制を整えます。
	8)給食施設における安全性確保				・給食調理職員の健康管理に努める ・給食調理職員を対象とした衛生管 理研修会を開催する	·給食食材納入業者の衛生管理状況や生産工場の把握に努める	
	9)と畜場における衛生管理の徹底		・農林水産物の生産履歴の記帳に 努める			・全ての牛・豚・馬を対象とした1頭 毎のと畜検査を実施 ・必要な拭き取り検査と監視・指導を 実施	
	10)いわゆる健康食品等による被害の防止					・いわゆる健康食品による被害防止のため、医薬品販売業の立入検査を充実する	
	11)適正な食品表示の監視・指導	・積極的に講習会などに参加し、食品表示の見方など、知識の習得に努める ・食品添加物等について理解を深める		・消費者(市民)の誤認や誤解がない 適正表示を実施し、問い合わせ等に 的確に対応できる体制を整備するよ う努める		·出前講座などを通じ、食品表示等の知識啓発に努める	
(3)		・食中毒等、食品による健康被害が起きたときには、保健所等に連絡し、食材の検査等に協力する		・自社製品の自主検査を実施し、安全確保に努める ・行政が実施する食品の検査に協力する		験検査を充実する ・市場の流通食品のスクリーニング 検査の充実を図る ・安全で衛生的な食肉供給のため、 と畜検査の充実を図る	ます。 食品中のアレルギー物質検査を実施します。 熊本市市場食品衛生監視所において、市場流通食品のスクリーニング検査の充実 を図ります。 全ての牛・豚・馬を対象とした1頭毎のと畜検査を実施するとともに、衛生確保対策と
食品などの検	13)残留農薬、動物用医薬品、食 品添加物等の検査		・農協等の団体が実施する残留農 薬などの自主検査に協力する	・自社製品の自主検査を実施し、安全確保に努める ・行政が実施する食品の検査に協力する	·給食で使用する食材の検査の充実 に努める	験検査を充実する ・市場の流通食品のスクリーニング 検査の充実を図る	して必要な拭き取り検査と監視・指導を実施します。【再掲】 学校給食等の食材や製品の自主検査を実施します。 食品中の残留農薬検査などの理化学検査及び微生物検査を充実します。 検査の信頼性を高めるため、外部精度管理プログラム参加や検査機器の保守点検 を実施するとともに、迅速で正確な検査手法の導入・研究及び感染経路の究明等、新た な危害や法改正などに対応した試験検査体制と調査研究の充実を図ります。
査	14)検査機器の整備と精度管理					・検査の信頼性を高めるため、機器 の精度管理の向上に努める	1

第3章 食の安全・安心の確保 施策 、生産·流通·消費の各段階における食品の安全性確保

	施策の方向性			アクションプラン(具体的取組)			
	加速来等列刊工	市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政	
	15)家庭、職場、学校等における 食品衛生知識の普及と実践	・家庭における食中毒予防のため、 食品取り扱いなどの衛生管理に努 める ・食材のもつリスクに注意した食行 動に努める		・食品関連事業者自らが、消費者との交流の場に参加するよう努める	・食の安全と衛生に留意し、食品等の適切な管理といった知識を身に付ける ・食品関連施設の社会見学を通じて、食の安全と衛生に関して理解を深める	・市政だより等の市報やインターネットホームページ、講習会などあらゆる機会を通じ、食品に関する情報を消費者に周知徹底する	
の安全性の確保	16)世代ごとのリスクコミュニケー ションの充実	・行政や食品関連事業者の取り組み において、何が不安でどうすれば安 心できるのか、積極的に意見を述べ る		・食の安全安心について消費者の信頼を得るにはどうすればよいか、消費者とともに考え、行動するよう心がける	・食の安全と衛生に留意し、食品等の適切な管理といった知識を身に付ける ・食品関連施設の社会見学を通じて、食の安全と衛生に関して理解を深める	·消費者(市民)の積極的で建設的な 意見が食品関連事業者に届くような 機会を提供する	消費者団体が実施・参加する食の安全安心活動への支援に努めます。 生活衛生出前教室を開催し、食品衛生知識の普及啓発や情報提供に努めます。 ふれあい出前講座を開催し、地域や職場、学校等において情報提供に努めます。 食品購入時に表示を確認し、家庭での保存等取り扱いに注意するよう周知徹底します。
保る食品	17)賢い消費者の育成	・行政等が実施する講習会などに積極的に参加し、知識習得に努める ・食の安全安心に関する情報の収集に努める ・消費者(市民)間でお互いに、食の 安全安心について情報交換を行う			・食の安全と衞生に留意し、食品等の適切な管理といった知識を身に付ける ・食品関連施設の社会見学を通じて、食の安全と衞生に関して理解を深める		

# 第2次食の安全安心・食育推進計画に基づく、関係課・団体の役割およびアクションプラン(取り組み)について(案) 第3章 食の安全・安心の確保 施策 熊本市独自の食品衛生の確保

資料 3

	施策の方向性			アクションプラン(具体的な取り組み)			
	105×4273 -3 II	市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政	y y y 1 y y y ( Se Pril 1 of the or)
品衛生管理	18) 効果的な監視・指導の允美			・保健所等による関し・指導に協力するとともに、違反等発生時の原因究明や再発防止策が取れるような体制を整える		指導を実施する	熊本市食品衛生監視指導計画に基づき、夏期及び年末における食品、添加物等の一斉取締りやノロウイルス、カンピロバクターを原因物質とする食中毒予防対策を中心に重点的な監視・指導を行います。 製造における重要な工程を衛生的に管理する取組を評価する「熊本市食品自主衛生管理評価事業」(熊本市HACCP)を推進します。 食品の違反発生時の原因究明や再発防止対策が速やかに取れるような体制つくり
実践の普及と1	平 前19)熊本市食品自主衛生管理評価 版事業(熊本市HACCP)の展開	・熊本市食品自主衛生管理評価事業(熊本市版HACCP)について理解を深める		・熊本市食品自主衛生管理評価事業(熊本市版HACCP)への取り組みをすすめる	・熊本市食品自主衛生管理評価事業(熊本市版HACCP)について理解を深める	・HACCPの概念に基づ〈熊本市食品自主衛生管理評価事業(熊本市版HACCP)の推進と食品関連事業者への普及啓発を行う	を構築します。
取扱業者との情報の	20)行政、市場、大型量販店の情 (会報の共有化 記 の 大	・積極的に流通業者等との意見交換 会に参加する		・大型量販店ネットワークに積極的 に参加する ・行政等から提供される情報を積極 的に活用するとともに。 衛生意識の 向上を図る		・大型量販店ネットワークを活用した 情報提供を行う ・消費者(市民)を交えた意見交換会 の開催に努める	トワーク)を活用した情報提供を行い衛生意識の高揚を図ります。
や産品の場	3 21)熊本の水の衛生確保	・安全でおいしい熊本の水に感謝 し、保全に努めるとともに食事づくり などに活用する		・安全でおいしい熊本の水を活用した製品作りに努める	・安全でおいしい熊本の地下水について知識普及に努める	・関係機関と連携し、おいしい熊本の 水の安全を図る	みかんやスイカ、ナス等の熊本市から全国に流通する生鮮農林水産物や馬刺し、 辛子蓮根等の特産品及び土産品の安全確保を図ります。 栄養成分表示やヘルシーメニューの提供を行うなど、食を通じて健康づくりに協力 する飲食店 「健康づくりできます店」等の認知と周知を図ります。
保向1 け	本 刀22)農林水産物、特産品、土産品 負などの衛生確保 こ	・安全でおいい)熊本の産物に感謝し、大切に取り扱いとともに食事づくりなどに活用する		・安全でおいしい熊本の産物を活用 した安全な特産品や土産品製造に 努める	・安全でおいしい熊本の産物について知識普及に努める ・学校給食等において地産地消に努める	・生産・観光部局と連携し、熊本の産品の安全確保によるイメージ向上を図る ・安全な農林水産物の生産を振興する	
た安全性の	す る 2 3 )健康づくりに協力する飲食店 文等への支援	・地産地消、栄養成分表示など健康 づくりに積極的に取り組む飲食店等 の理解を深める		・健康づくりに協力する飲食店(健康づくりできます店)に積極的に参加する		・健康づくりに協力する飲食店(健康 づくりできます店)の振興と周知に努 める	

#### 第2次食の安全安心・食育推進計画に基づく、関係課・団体の役割およびアクションプラン(取り組み)について(案)

第3章 食の安全・安心の確保

め

の

連

携

30)食品関連事業者団体等との連

食に関する情報を積極的に収集

・栽培研究会等に積極的に参加し、

食品による健康被害予防に努め 安全でおいしい農林水産物の生産

こ努める

資料 3 施策・、国・県・他市町村・庁内関係部署及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進 それぞれの関係者・団体の役割 施策の方向性 アクションプラン(具体的な取り組み) 生産者 食品関連事業者 市民(消費者) 行政 教育関係者等 食品に関する不安や疑問点等につ」関係機関の調査や検査に積極的 ・食中毒や苦情等の発生時には自ら |学校等で食中毒の疑いなどが発生|・講習会や研修会等に開催による健 健康被害や新たな健康危機の発生に備え、健康危機管理研修会等を開催します。 ハて積極的に申し出るように努める も調査を行うとともに、行政の原因 」た場合には、速やかに保健所等に 康被害の予防対策を充実する 食中毒や苦情の発生時には関係者への聞き取り調査や検便等を実施し、迅速な原 食中毒や有症苦情の原因究明調 究明調査に協力する 連絡し、連携・協力して健康被害の ・食品事故発生時には、迅速な原因 因究明に努めます。 査に協力する 拡大防止に努める 究明と被害防止対策を実施する 食中毒発生時には、健康被害の拡大防止のため、迅速にテレビや新聞等のマスメ 児童・生徒の健康状態把握に努 !4)初動対応の充実による被害拡 健康危機管理連絡会議を開催し、医 ディアに報道発表を実施します。 行政職員の健康被害対応や食の安全安心の確保のため、資質の向上に努めま め、食品による健康被害の拡大防止 療機関・消防署など関係機関との連 大の防止 に努める 携強化に努める 国や県・他市町村、食品関連団体 食品事故発生時には行政・食品関連事業者等が連携して、情報提供と原因究明調 及び教育施設や民間機関との情報 査等を行います。 危 食品事故や苦情等に対して積極的な申し出ができるような体制作りをすすめます。 交換を促進する 食品に関する不安や疑問点等につ ・関係機関の調査や検査に積極的 ・食中毒や苦情等の発生時には自ら 学校等で食中毒の疑いなどが発生 ・講習会や研修会等に開催による傾 いて積極的に申し出るように努める 」た場合には、速やかに保健所等に 康被害の予防対策を充実する に協力する も調査を行うとともに、行政の原因 食中毒や有症苦情の原因究明調 究明調査に協力する 連絡し、連携・協力して健康被害の ・食品事故発生時には、迅速な原因 理 査に協力する 拡大防止に努める 究明と被害防止対策を実施する 25)新たな健康危機に対応できる 児童・生徒の健康状態把握に努 健康危機管理連絡会議を開催し、医 め、食品による健康被害の拡大防止 療機関・消防署など関係機関との連 体制の構築 に努める 携強化に努める の 国や県・他市町村、食品関連団体 充 及び教育施設や民間機関との情報 実 交換を促進する ・健康被害情報の収集に努め、食品 食中毒や苦情等の発生時には自然 食中毒事件発生時には、健康被害 26)報道発表など公表による被害 び による健康被害の拡大防止に協力 も調査を行うとともに、行政の原因 拡大防止のために迅速な報道発表 拡大の防止 究明調査に協力する 強化 を実施する ・食に関する健康被害防止のための 27)食品衛生監視員等の資質の向 自己研鑽により、新たな健康危機に 対応できる資質の習得に努める ・行政への迅速かつ正確な情報提 国や県、他市町村の食品安全性確保の役割を担う関係部署との連携強化を図りま 食に関する情報を積極的に収集 ・安全な農林水産物を生産するた ・国や県・他市町村、食品関連団体 食品による健康被害予防に努め め、指導機関との連携を図る 共に努める 及び教育施設や民間機関との情報 2 栽培研究会等に積極的に参加し 健康危機管理連絡会議を開催し、医療機関・消防署など関係機関との連携強化を 交換を促進する 食の安全安心・食育推進庁内連絡 安全でおいしい農林水産物の生産 28)国・県・他市町村及び庁内の連 図ります。 会等を活用した食品情報の交換・共 食の安全安心・食育推進庁内連絡会を開催し、情報を共有するとともに積極的に事 こ努める 携強化 有・一元化を推進する 業を展開していきます。 生産部署と連携した農林水産物の 熊本市食品衛生協会などとの連携・協働により、食品衛生指導員活動や食品衛生 品 責任者の養成講習会などを実施し、食品衛生の向上に努めます。 安全性確保に努める の 食品事故発生時には行政・食品関連事業者等が連携して、情報提供と原因究明調 食に関する情報を積極的に収集 ・安全な農林水産物を生産するた ・行政への迅速かつ正確な情報提 国や県・他市町村、食品関連団体 安 査等を行います。【再掲】 及び教育施設や民間機関との情報 食品による健康被害予防に努め め、指導機関との連携を図る 供に努める 栽培研究会等に積極的に参加し 交換を促進する 食の安全安心・食育推進庁内連絡 安全でおいしい農林水産物の生産 29)区役所との連携強化 会等を活用した食品情報の交換・共 こ努める 保 有・一元化を推進する の 生産部署と連携した農林水産物の た 安全性確保に努める

・国や県・他市町村、食品関連団体

及び教育施設や民間機関との情報

生産部署と連携した農林水産物の

交換を促進する

安全性確保に努める

・行政への迅速かつ正確な情報提

共に努める

### 第2次食の安全安心・食育推進計画に基づく、関係課・団体の役割およびアクションプラン(取り組み)について(案) 第3章 食の安全・安心の確保 施策 消費者・生産者・食品関連事業者及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進

	施策 消費者・生産者・食	品関連事業者及び行政の	の相互理解・信頼関係の	曜立と推進			具作 J
	 施策の方向性			アクションプラン(具体的な取り組み)			
	地域の万円圧	市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政	アップコンプラン(英体的な似り配が)
(1) 市民意見	31)市の施策に市民等の意見を反映する体制の充実	・さまざまなリスクコミュニケーション に関する場に参加する ・消費者として各種委員会等に参加し、積極的に意見を述べる ・農業フェア等に参加し、生産者との交流を図る ・行政が行うアンケート調査などに積極的に協力する ・行政が開催する講演会、講習会などに積極的に参加する		・行政が主催するリスクコミュニケーションや講演会等に参加し、多角的な視点に振れるとともに、自らの考えを積極的に述べるよう努める	· 行政が開催する講演会、講習会などに積極的に参加する	・リスクコミュニケーションの機会や場を提供していくとともに、関係者との連携・調整を推進する・消費者(市民)を交えた意見交換会の開催に努める・国や県などが開催するリスクコミュニケーションへの参加を広く消費者(市民)や食品関連事業者に周知する・出前講座などの機会を利用して消	熊本市食の安全安心・食育推進会議を開催し、事業の進行管理を行います。 食に関する講演会や講習会、情報及び意見交換の場に積極的に参加できるように 努めます。
の施策への反映	32)食の安全安心·食育推進会議 の開催	・さまざまなリスクコミュニケーションに関する場に参加する・消費者として各種委員会等に参加し、積極的に意見を述べる	・さまざまなリスクコミュニケーション に関する場に参加する	・さまざまなリスクコミュニケーション に関する場に参加する	・さまざまなリスクコミュニケーション に関する場に参加する	・食の安全安心を推進するために会 議を開催する	各種委員会等で積極的に意見を述べられるような環境づくりをすすめます。
(2) 食や倒康被害に関する	33)正確で迅速な食品情報の収集と発信	会に参加する ・積極的に講習会などに参加し、食	法令等に義務のない事項について も情報の提供に努める ・自らの生産活動に関する正確で適	・常に食の問題に関する情報収集に 努める ・積極的に講習会などに参加し、食 に関する正しい知識の習得に努める ・施設見学等を通じて、消費者(市 民)への情報提供に努める ・消費者(市民)の信頼を得るため、 法令等に表示義務のない項目につ いても可能な方法で情報提供するように努める	農林水産物への理解を進める ・社会見学などを通じて、食品関連 事業者への理解を深める	国や県などから発信される食の安全 安心に関する情報の収集に努め、 市政だより等の市報やインターネット ホームページなどにより広く情報を 伝える ・食に関する講習会や研修会などを 積極的に開催し、正しい情報の周知 に努める ・熊本市が実施した監視指導や試験 検査結果について積極的に公表し、 周知に努める	【再掲】 食に関するホームページにより、最新の食品衛生情報を提供します。【再掲】 生活衛生出前教室を開催し、食品衛生知識の普及啓発や情報提供に努めます。 【再掲】 ふれあい出前講座を開催し、地域や職場、学校等において情報提供に努めます。 【再掲】 食品に関する正確な情報収集に努めます。 生産者との交流機会などを充実し、安全安心な農林水産物についての理解をすす
3	34)消費者センターを核とした総合的な相談窓口の充実	・消費者センターの相談窓口を積極 的に活用する			・消費者センターの相談窓口を積極 的に活用する	・気軽に相談できる、親しみやすい 相談窓口の充実に努める	気軽に電話や来訪による食品に関する苦情等の相談ができる相談窓口の充実を図るとともに、窓口の周知・活用に努めます。 食品に関する苦情等の相談に対し、関係部署間の連携を充実します。
食に関する	:    -   35)区役所の相談窓口との連携	・区役所の相談窓口を積極的に活 用する			・区役所の相談窓口を積極的に活 用する	・区役所の相談窓口との連携強化を 図る	
相談窓口の	<u> </u>		・保健所の相談窓口を積極的に活用 する	・保健所の相談窓口を積極的に活用 する	・保健所の相談窓口を積極的に活用 する	・気軽に相談できる、親しみやすい 相談窓口の充実に努める	

資料 3

## 第2次食の安全安心・食育推進計画に基づく、関係課・団体の役割およびアクションプラン(取り組み)について(案) 第3章 食の安全・安心の確保 <u>施策 食育を通じた食の安全・安心の確保(共通)</u>

資料 3 \_

	施策の方向性		,	76558-5./B/666.000000			
	地球の月刊主	市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政	アクションプラン(具体的な取り組み)
ر م	37)食の安全性に関する体験を通 じた食育活動の推進	・習得した食の安全や食生活改善のための知識を家庭の食生活に取り入れるよう努める・食中毒予防ポスターコンクールや食の安全安心体験事業に参加する・食品関連施設の見学会や農業体験活動などに参加することで、食品関連事業者との交流に取り組む・家庭での子どもへの食育や安全対策に努める		·食中毒予防ポスターの掲示に協力 する	を通じて、衛生意識の向上に努める ・食品の安全な取り扱い方や食品の 安全性を確保するための取り組み 等を子どもの頃からの教育に取り入	提供し、支援する	業を実施します。【再掲】 家庭での食品の取り扱いや保存方法に関する知識の普及を充実します。 ふれあい出前講座を開催し、地域や職場、学校等において情報提供に努めます 【再掲】 食品関連事業者は、学校等が行う食の教育に関する取り組みに協力します。 「国民健康・栄養調査」(厚生労働省実施)、「県民健康・栄養調査」(熊本県実施) どの各種調査結果を収集、分析し、熊本市民の特性や健康課題などの把握と解決方の分析に努めます。 日々の生活の中で、子どもへの食育の推進や食に安全対策に努めましょう。 翌月した食の安全や食生活で兼のための知識を実成の食生活に取り入れるよう。
等 に	38)食育を通じた食の安全に関す る情報の共有化	・習得した食の安全や食生活改善のための知識を家庭の食生活に取り入れるよう努める・食品関連施設の見学会や農業体験活動などに参加することで、食品関連事業者との交流に取り組む・家庭での子どもへの食育や安全対策に努める	・消費者(市民)との意見交換を行い、安全性に関する情報を提供する	・行政や消費者などが行う食の教育に関する施策の推進に協力する・製造施設見学の受け入れに努める・消費者との意見交換を行い、食育に関する情報を提供する		・食育を通して食の安全安心の確保 に取り組む食品関連事業者の活動 を支援する	
関 す る	39)基礎的な調査・研究等の実施	・行政が行う調査研究に協力する		・行政が行う調査研究に協力する	・行政が行う調査研究に協力する	・国民健康・栄養調査等、基礎的 データを収集し、科学的根拠に基づ いた施策を組み立てる	